



水道局の感染症対策について

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）に関する水道局の取組みについては、水道局ホームページの下記リンク先にも掲載しておりますので、参考にご覧ください。

掲載場所：【水道局HP】>水道をお使いの皆さまへ>その他のお知らせ

>大阪市水道局新型コロナウイルス対策本部について <https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000495600.html>

>水道局の感染症対策について <https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000494568.html>

（注意：ホームページの掲載内容は状況に応じて随時変更、または消去する可能性があります。）



民間活力の導入に向けた条例案を提出し、実施方針（案）等を公表しました

先月の工水通信（No.12）でお知らせしました、本市工業用水道事業への公共施設等運営権制度を導入するための条例案を、現在、開会中の大阪市会に提出しました。

また、工業用水道事業の運営を担う民間事業者の選定を行うにあたって、その実施条件等を記載した「大阪市工業用水道特定運営事業等実施方針（案）」等についても、取りまとめて公表しました。これは関係法令により作成及び公表が義務付けられているもので、民間事業者にゆだねる事業範囲・期間・利用料金や、民間事業者が最低限達成すべき技術水準、官民のリスク分担等の事業実施にかかる重要事項を定めているものです。

同制度の導入により民間事業者に事業運営をゆだね、引き続き工業用水の安定供給と持続可能な事業経営の実現に努めてまいります。3月下旬に予定されている条例案の議決の結果等については、来年度の工水通信等でお知らせします。（議決結果については、下記の条例案の掲載場所からも確認できます）

条例案の掲載場所：【大阪市HP】>市政>大阪市会>会議結果>議決等案件一覧>令和2年2・3月市会>

議案第86号（2月21日提出案件）

実施方針（案）等の掲載場所：【水道局HP】>（経営情報）新たな官民連携手法導入の検討>工業用水道



令和2年度責任使用水量 決定通知書をお届けします

令和2年度も工業用水をご使用される皆さまに「責任使用水量決定通知書」、雑用水をご使用される皆さまには、「雑用水給水承認書」も併せて発送いたします。また、お答えいただいたアンケートは今後の工業用水道事業への参考にさせていただきます。

ご多忙の折、ご協力いただきありがとうございました。

お客さま情報の変更は届出が必要です

工業用水をご使用されているお客さまの情報に変更があるときは、水道局への届出が必要です。変更を予定されている場合は、できるだけ早くご連絡いただくとスムーズに手続きが進みます。手続きについてご案内いたしますので、お客さまサービス課までご連絡ください。



例えば…「会社名」「会社の代表者」
「工水の担当者」「郵便物の送付先住所」
「毎月の支払いに使っている口座」など…



◆ 工水通信についてのお問い合わせ先 ◆

大阪市水道局総務部お客さまサービス課

工業用水道担当 電話番号：06-6616-5478

<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000015747.html>



工水通信について何かご要望やご意見等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。